平成２６年（フ）第１０３０号
神奈川県藤沢市辻堂太平台２丁目７番30―103号
債務者　安藤美佐子
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２２８号
静岡県島田市川根町家山296番地の４
債務者　岡田　政子
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２５３号
岡山市北区宿406番地４、旧住所岡山市中区乙多見273番地２
債務者　河野　映子
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２６４号
岡山市北区神田町２―４―３―１レオパレス神田町Ｂ号棟103号室、住民票上の住所岡山市中区江並196番地１
債務者　米本　利正
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２８１号
岡山市南区浜野４丁目８番５号メゾン浜野Ａ棟202
債務者　妹尾　弘恵
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４００号
東京都八王子市中野山王３丁目６番３―505号都営中野団地
債務者　桑原　浩司
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月17日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１９号
熊本県阿蘇郡小国町大字宮原908番地４　産交ＡＰ204号
債務者　梅木喜美子
1　決定年月日時　平成26年７月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月18日午後２時
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２６年（フ）第４４９号
東京都三鷹市深大寺２丁目16番７号コーポラッキー２Ｆ
債務者　波多野純子
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月18日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１１０７号
横浜市西区赤門町２丁目26番地　アペックス赤門町201号
債務者　柴田　朱美
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２５０号
静岡市葵区北４丁目９番17号
債務者　鈴木　　栄
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月19日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２７３号
静岡市清水区草薙杉道１丁目10番30号
債務者　今田　辰男
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月19日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２７４号
静岡市清水区草薙杉道１丁目10番30号
債務者　今田美紀子
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月19日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１８１号
東京都多摩市連光寺６丁目24番地の５ビューハイツＩ120
債務者　谷本和歌子
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月19日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４８４号
東京都立川市錦町６丁目20番９号クール・メゾン101
債務者　岩谷　洋子（旧姓川井）
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月19日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１０１７号
横浜市中区本郷町３丁目124番地　ハイツＫ２―101号室
債務者　加々良　誠
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部